道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十五年四月一日

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

政令第

号

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、 道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十九号)附則第一条第二号の規定に

基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十五年四月一日

とする。

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十四年七月十七日法律第八十九号)(抄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は

当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

第五十条、第五十一条及び第五十四条の改正規定、第五十四条の次に一条を加える改正規定、第六十九条第二項及び第三項の改正規定、 第

定、第百九条第一号及び第六号の改正規定並びに附則第十五条の規定 七十四条の改正規定、第九十九条の次に二条を加える改正規定(第九十九条の二に係る部分に限る。)、第百八条第一号及び第二号の改正規 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 (略)

道路運送車両法の一部を改正する法律要綱

傍線部分は、

今回施行期日を定める分)

第一 抹消登録制度等の改正

1 登録自動車の所有者は、 使用済自動車の解体に係る永久抹消登録の申請をするときは、当該自動車が

使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手続により解体されたことが確認できる事項を明ら

かにしなければならないこととすること。

(第十五条関係)

2 登録自動 車の輸出については、 所有者が輸出をする時までに輸出抹消仮登録を受けなければならない

こととし、国土交通大臣が当該自動車の輸出の事実を税関長から確認したときに輸出抹消登録をするも

のとすること。

3

(第十五条の二関係)

時抹消登録を受けた自動車の解体等又は輸出については、 所有者が国土交通大臣に届け出なければ

ならないこととし、この場合においては、 登録自動車に係る前記1及び2に準じた手続をとることとす

ること。

(第十六条関係)

4 国土交通大臣は、 前記3の届出があった旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、一定の場合に

とができることとすること。

(第十七条及び第十八条関係)

5 検査対象軽自動車等の解体等又は輸出については、 所有者が国土交通大臣に届け出なければならない

こととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1、2及び4に準じた手続をとることとするこ

(第六十九条の二及び第六十九条の三関係)

ڮ

第 二

道路運送車両に係る環境の保全の推進

1 目的の改正

道路運送車両法は、 道路運送車両に関し、公害の防止を図ることにとどまらず環境の保全を図ること

を目的とすること。

(第一条関係)

2 環境の保全に関する道路運送車両の保安基準の整備

道路運送車両の保安基準に、 環境の保全に関する事項を定めることとすること。

第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び第四十六条関係)

自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるために整備管理者の選任を義

務付けている自動車の範囲を、 自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定する

こととするとともに、 整備管理者の資格要件については、 国土交通省令で定めることとすること。

(第五十条関係)

第四 不正改造等の禁止等

1 地方運輸局長は、 自動車又はその部分の改造、 装置の取付け又は取り外し等により保安基準に適合し

てい ない自動車の使用者に対し、 必要な整備をした上で現車提示を行うことを義務付け、 それに違反し

た場合は、 当該自動車の使用を停止することができることとすること。 (第五十四条の二関係)

2 何人も、 自動車又はその部分の改造、 装置の取付け又は取り外し等、当該自動車が保安基準に適合し

ないこととなるものを行ってはならないこととすること。

(第九十九条の二関係)

第 五 設計又は製作の過程に起因する保安基準への不適合に対する改善措置の強化

1 装置製作者等は、 同一の型式の一定の範囲の後付装置であって主として後付装置として大量に使用さ

れていると認められるもの (以下「特定後付装置」という。) が保安基準に適合しなくなるおそれがある

めるときは、その変更を指示することができることとすること。 ければならないこととするとともに、国土交通大臣は、届け出られた改善措置の内容が適切でないと認 て 状態又は適合していない状態にあり、 改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該改善措置の内容等を国土交通大臣に届け出な かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合におい (第六十三条の三関係)

2 国土交通大臣は、 保安基準に適合していないおそれがあると認められる特定後付装置について、その

原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、 装置製作者等に対し、 必要な改善措置を講ずべきこ

とを勧告することができることとすること。

(第六十三条の二第二項関係)

3 当な理由がなく改善措置をとらなかったときは、当該自動車製作者等又は装置製作者等に対し、 国土交通大臣は、 自動車製作者等又は装置製作者等が、 必要な改善措置を講ずべき勧告に対して、正 その勧

告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとすること。 (第六十三条の二第五項関係)

4 自動車製作者等又は装置製作者等による前記1又は3の義務違反に対する罰則を整備し、 強化するこ

ととすること。

(第百六条の二及び第百十一条関係)

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うこととすること。

第七 附則関係

1 施行期日

この法律は、 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲で政令で定める日から施行することとす

ること。ただし、第二 (道路運送車両に係る環境の保全の推進)、第五 (設計又は製作の過程に起因する

保安基準への不適合に対する改善措置の強化)のうち装置製作者等に係る部分以外の改正及び第六(そ

の他)の改正は、 公布の日から起算して六月を経過した日から、 第三 (整備管理者の選任義務 の緩和

及び第四(不正改造等の禁止等)の改正は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定め

囲内で政令で定める日から、それぞれ施行することとすること。

第五のうち装置製作者等に係る部分の改正は、

る日から、

(附則第一条関係)

公布の日から起算して一年六月を超えない

範

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとすること。

附則第二条から第十条まで関係)

地方税法その他の関係法律について、 所要の規定の整備を行うこととすること。

3